

福島第二原子力発電所 1号機の安全確保に係る取組状況について

平成22年 9月21日

東京電力(株)福島第二原子力発電所 1号機（以下「当該機」という。）は、平成22年6月23日から平成22年9月下旬までの予定で原子炉を停止し、新検査制度による保全計画に基づき、第21回定期検査（定期事業者検査）を実施している。

この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

< 定期検査の実施状況 >

当該機においては、今停止期間中に、保全計画に基づく原子炉・タービン等機器・構造物の定例的な点検が計画的に実施され、また、原子炉隔離時冷却系配管ペントライン設置工事等の予防保全の取組みを進めている。

今回、当該機の炉内構造物（ジェットポンプ等）の目視点検、原子炉冷却材再循環系配管の12箇所での超音波探傷検査では、異常がないことが確認されている。

配管の減肉管理については、復水系配管において余寿命が5年未満とされた部位が4部位確認されており、今後も引き続き適切な監視が必要である。

< 不適合事象の管理状況 >

7月7日に発生した原子炉内への点検用具の落下については、ボルトで固定すべき点検用具の一部をロープで取り付けた結果、作業中に当該点検用具との接触に伴う摩擦によりロープが切れたものと推定されており、作業実施前に十分な安全検討を行うことを徹底し、再発防止に努めることが強く求められる。

7月12日に判明した原子炉内での異物確認については、混入時期が異物管理が徹底される以前の平成11年9月以前と推定されたが、今後も原子炉内への異物混入防止対策の徹底が求められる。

7月23日には、協力企業作業員1名が足場から落下し負傷する事故が発生しているが、作業時に安全確認を行うことを徹底するなど、労働災害の発生防止の取組みをより一層推進することが求められる。

定期検査開始前の6月2日には原子炉隔離時冷却系蒸気止め弁の弁棒折損が原因とする原子炉の計画停止に至るトラブルが発生しているが、機器点検時における適切な作業管理を実施し、再発防止に努めることが求められる。

< 今後の対応 >

事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き不適合事象等の情報公開の徹底や一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で実施し、その結果を分かりやすく説明するなど、一つ一つ着実、かつ継続的に信頼回復に向けた取組みを積み重ねていくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を最優先に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。